

2020年3月末の基準価額の下落に関して

足元のマーケット下落を受けて、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「シュローダー」）の下記ファンドの状況につきまして、お知らせいたします。

■ ファンドの基準価額と騰落率

(2020年3月31日基準)

ファンド名	3月末基準価額	1か月騰落率	3か月騰落率
シュローダー B R I C s 株式ファンド	6,058円	-19.24%	-24.52%
シュローダー・エマージング株式ファンド（1年決算型）	9,724円	-19.34%	-25.62%

※騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。分配金を再投資した基準価額の騰落率です。基準価額は信託報酬控除後の価額です。

■ 市況動向

2020年1-3月期は、1月中旬までは、米国と中国が通商協議における第1段階の合意に署名したこと等が好感され堅調に推移したものの、1月後半以降は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が嫌気され、期を通してはグローバル株式市場は下落しました。特に2月下旬以降、欧米等中国以外の地域で感染が拡大したことや、それに伴い世界的な経済成長の減速懸念が高まったことを受け、大幅に下落しました。このような環境下、リスク回避の流れが強まったことを受け、エマージング株式市場およびBRICs株式市場も下落しました。

■ 今後の見通し

世界的な金融および財政政策の実施はプラス材料であると評価するものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う短期的な経済面への影響は大きく、人々の移動に関する規制も当分の間続くものと考えており、引き続き不透明感が高い状態が続くものとみています。

エマージング株式市場およびBRICs株式市場は、当面は株式・為替市場の変動性が高い状況が継続すると考えられることから、慎重な投資姿勢を続けています。国および銘柄についても、状況を勘案し投資判断を常に精査しており、今後も状況を注視してまいります。

以上

本資料をご覧ください上でのご留意事項

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

投資信託にご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 購入時手数料： 上限3.85%（税込）
投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に直接ご負担いただく費用です。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金手数料」等がかかる場合もあります。
- 信託財産留保額： 上限0.7%
投資家が投資信託をご換金する際等に直接ご負担いただく費用です。
- 運用管理費用（信託報酬）： 上限年率2.20%（税込）
投資家はその投資信託を保有する期間に応じて間接的にご負担いただく費用です。
- その他の費用・手数料： 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の費用の合計額については、投資家の皆様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に表示することができません。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認ください。

お申込みに際してのご注意等

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。上記に記載している費用料率等に関しては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち投資家の皆様にご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。お申し込みの際は、**販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。**本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。シュローダー/Schrodersとは、シュローダーplcおよびシュローダー・グループに属する同社の子会社および関連会社等を意味します。本資料を弊社の許諾なく複製、転用、配布することを禁じます。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申し込みは



商号等：東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会